

映像に係わる著作権 と肖像権Q&A

2013.10.30

弁護士 山本隆司



1 問題の提起

- 街頭の風景として通行人を撮影し、放送する。
- CMや商品に著名人の肖像を使用する。
- チンパンジーのパン君の肖像を付けたパンケーキを販売する。
- 仁和寺で無断撮影した写真をカレンダーに利用する。
- 街で見かけた斬新なデザインの個人の邸宅を撮影し、雑誌に掲載する。
- 東京タワーのイルミネーションを撮影しCMに利用する。
- TVCMを無断でインターネットにアップする。
- 有楽町の不二家の看板の写った映像をCMに利用する。

2. 私人の肖像権

…街頭の風景として通行人を撮影し、放送する。

- プライバシーとしての肖像権
 - …京都府学連事件・最大S44・12・24判決
 - 「個人の私生活上の自由【憲法13条】の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態(以下「容ぼう等」という。)を撮影されない自由を有するものというべきである。」
- プライバシー権の限界
 - …先端ファッションウェブ掲載事件・東地H17・9・27判決
 - 事案：銀座歩行者を無断撮影しサイトに掲載…×
 - 「個人の容貌等の撮影及びウェブサイトへの掲載により肖像権が侵害された場合であっても、〈1〉当該写真の撮影及びウェブサイトへの掲載が公共の利害に関する事項と密接な関係があり、〈2〉これらが専ら公益を図る目的で行われ、〈3〉写真撮影及びウェブサイトへの掲載の方法がその目的に照らし相当なものであれば、当該撮影及びウェブサイトへの掲載行為の違法性は阻却されるものと解するのが相当である。」



- 死後の保護

...人格権は一身専属的で人の死亡により消滅する。しかし、死後の氏名権の保護を認めた裁判例(土井晩翠事件・横浜地裁平成4年6月4日判決)もある。

他方、遺族は、死者の名誉が毀損されたことによって、遺族自身の死者に対する敬愛追慕の情を侵害される場合には、自己の人格権を侵害されたものとして救済を求めることができる。

3. 著名人の肖像権

…CMや商品に著名人の肖像を使用する。

- パブリシティ権としての肖像権
…マーク・レスター事件・東地S51・6・29判決
事案： TVCMに俳優の肖像等を無断使用… ×

「俳優等は、右のように**人格的利益の保護が減縮される**一方で、一般市井人がその氏名及び肖像について通常有していない利益を保護しているといいうる。すなわち、俳優等の氏名や肖像を商品等の宣伝に利用することにより、俳優等の社会的評価、名声、印象等が、その商品等の宣伝、販売促進に望ましい効果を収め得る場合があるのであって、これを俳優等の側からみれば、俳優等は、自らかち得た名声の故に、**自己の氏名や肖像を対価を得て第三者に専属的に利用させうる利益**を有しているのである。」

■ パブリシティ権の限界

…ピンク・レディー事件・知高H21・8・27判決

事案： ダイエット記事への肖像写真の無断使用...○

「もっとも、著名人は、自らが社会的に著名な存在となった結果として、必然的に一般人に比してより**社会の正当な関心事**の対象となりやすいものであって、**正当な報道、評論、社会事象の紹介等のためにその氏名・肖像が利用される必要**もあり、……結局のところ、著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは、**著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利**と、**表現の自由の保障**ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担との**利益較量**の問題として相関関係的にとらえる必要があるのであって、**その氏名・肖像を使用する目的、方法、態様、肖像写真についてはその入手方法、著名人の属性、その著名性の程度、当該著名人の自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様等**を総合的に観察して判断されるべきものといえることができる。」

■ 事例

- 王記念メダル事件・東地S53・10・2決定
事案： 記念メダルに肖像を無断使用... ×
- 中森明菜事件・東地S61・10・17決定
事案： グッズに肖像を無断使用... ×
- 藤岡弘事件・富山地裁S61・10・31判決
事案： 契約終了後もCMに肖像を無断使用... ×
- 光GENJI事件・東地裁H元・9・27判決
事案： グッズに肖像を無断使用... ×
- 少年隊・男闘呼組事件・東地H元・9・27判決
事案： グッズに肖像を無断使用... ×
- おニャン子クラブ事件・東高H3・9・26判決
事案： カレンダーに肖像を無断使用... ×
- キング・クリムゾン事件・東高H11・2・24判決、東地H10・1・21判決
事案： 紹介書籍に肖像等を無断使用... ○
- 中田英寿事件・東高H12・12・25判決、東地H12・2・29判決
事案： 伝記にサッカーと関連のない写真を含む写真等を掲載... ×
- 矢沢永吉パチンコ機事件・東地H17・6・14判決
事案： 酷似した肖像画をパチンコ機に無断使用... ×
- ブブカスペシャル7事件・東高H18・4・26判決、東地H16・7・14判決
事案： 芸能人となる前の写真などを雑誌に掲載... ×
- ピンク・レディー事件・知高H21・8・27判決、東地H20・7・4判決
事案： ダイエット記事への肖像写真の無断使用... ○
- ペヨンジュン事件・東地H22・10・27判決
事案： ほとんど写真のみからなる紹介書籍... ×

■ 法的性質

① 二元論： 人格権から独立した財産的利益→不法行為

マーク・レスター事件・東京地裁S51・6・29判決

おニャン子クラブ事件・東京高裁H3・9・26判決(?)

キング・クリムゾン事件・東京高裁H11・2・24判決

ブブカスペシャル7事件・東京高裁H18・4・26判決

ギャロップレーサー事件・名古屋高裁H13・3・8判決

② 一元論： 人格権→物権的請求権・不法行為

ダービースタリオン事件・東京高裁H14・9・12判決

…「自然人は、一般人であっても、上記のとおり、もともと、その**人格権に基づき**、正当な理由なく、その氏名、肖像を第三者に利用されない権利を有しているというべきなのであるから、一般人と異なり、その氏名、肖像から顧客吸引力が生じる著名人が、この**氏名・肖像から生じる経済的利益ないし価値を排他的に支配する権利を有する**のは、ある意味では、当然である。著名人のこの権利をとらえて、「パブリシティ権」と呼ぶことは可能であるものの、この権利は、もともと人格権に根ざすものというべきである。」

ギャロップレーサー事件・最高裁H16・2・13判決

矢沢永吉パチンコ肖像事件・東京地裁H17・6・14判決

ピンク・レディー事件・知財高裁H21・8・27判決

ペヨンジュン事件・東京地裁H22・10・27判決



■ 死後の保護

- ①二元論 →財産権として相続性肯定論
- ②一元論 →人格権として相続性否定論

■ 譲渡性

- ①二元論 →譲渡性肯定論
- ②一元論 →譲渡性否定論

■ 【ご質問】

- 動画共有サイトに個人がA社のCM(権利:放送のみ)をアップロードした場合、A社は肖像権契約違反になるのか？
- YouTubeなどの動画サイトのUPされている映像を番組やVPなどで使用したい場合の著作権、肖像権の考え方
- 宇宙飛行士はなぜ顔が写っていないのにクリアランスしなければならないのか？

4. 物の肖像権

…パン君の肖像を付けたパンケーキを販売する

- ギャロップレーサー事件・最H16・2・13判決
「現行法上、物の名称の使用など、物の無体物としての面の利用に関しては、商標法、著作権法、不正競争防止法等の知的財産権関係の各法律が、一定の範囲の者に対し、一定の要件の下に排他的な使用権を付与し、その権利の保護を図っているが、その反面として、その使用権の付与が国民の経済活動や文化的活動の自由を過度に制約することのないようにするため、各法律は、それぞれの知的財産権の発生原因、内容、範囲、消滅原因等を定め、その排他的な使用権の及ぶ範囲、限界を明確にしている。
上記各法律の趣旨、目的にかんがみると、競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても、物の無体物としての面の利用の一態様である競走馬の名称等の使用につき、法令等の根拠もなく競走馬の所有者に対し排他的な使用権等を認めることは相当ではなく、また、競走馬の名称等の無断利用行為に関する不法行為の成否については、違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできないものというべきである。」



■ 事例

- ギャロップレーサー事件・名高H13・3・8判決…肯定
- ダービースタリオン事件・東高H14・9・12判決…否定
- ギャロップレーサー事件・最H16・2・13判決…否定

■ 【ご質問】

- チンパンジーのパン君のように有名な動物に肖像権は発生するのか？勝手に「パン君」として使うと問題になるのか？
- 「肖像権」について、京都の有名寺院の中には、寺院前の通りから撮影した風景の中に当該の寺院の概観が写りこんだだけで、権利を主張し、撮影料を要求してくるところがあります。風景映像の場合、建物、通行人などの「肖像権」はどこまで配慮が必要でしょうか。

5. 所有権に基づく管理権限

…仁和寺で無断撮影した写真をカレンダーに利用する

■ 顔真卿事件・最S59・1・20判決

「所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する**所有権**は、その**有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり**、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。」

■ ギャロップレーサー事件・最H16・2・13判決

「物の**所有権**は、その物の**有体物としての面に対する排他的支配権能であるにとどまり**、その物の名称等の無体物としての面を直接排他的に支配する権能に及ぶものではない」



■ 事例

- 広告気球事件・東京高裁S53・9・28判決
- 長尾鶏事件・高知地裁S59・10・29判決
- クルーザー事件・神戸地裁伊丹支部H3・11・28判決
- 顔真卿事件・最S59・1・20判決
- ギャロップレーサー事件・最H16・2・13判決

■ 【ご質問】

…建造物のクリアランスが必要な場合と不要な場合はどこで判断しているのか？



6. 建造物の著作権

・・・斬新な邸宅を雑誌に掲載

- 権利制限（46条2号）： 建築の著作物は、建築により複製しまたはその複製物を譲渡する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。
- したがって、以下の行為は適法：
 - 写真撮影
 - 写真雑誌掲載
 - 設計図面の書き取り

7. 芸術作品の著作権

…東京タワーのイルミネーションをCMに利用する

- 権利制限（46条1,3,4号）：公開の屋外の場所に恒常的に設置されている美術著作物の原作品は、以下の場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。
 - 一 彫刻の増製またはその増製物の譲渡
 - 一 公開の屋外の場所に恒常的に設置するための複製
 - 一 専ら販売を目的とした複製またはその複製物の販売

- したがって、以下の行為は適法：
 - 景観の一部としての写り込み写真の撮影、掲載、販売

- 注意点：屋外設置の複製物には上記規定の適用はない

8. 映像素材の著作権

… TVCMを無断でインターネットにアップする。

■ 著作権の帰属(29条)

- 映画…映画製作者に著作権が帰属
- TVドラマ…放送局に公衆送信権・複製権・頒布権が帰属
- 未編集映画素材…原則に従って著作者に帰属

■ 関係者の権利

- 原作・脚本…映画から独立(16条)
- 音楽…映画から独立(16条)
- 実演…映画に吸収される(91条2項)
- 肖像権…出演の同意によって許諾済み



■ 二次使用のクリアランス

- ・・・映画著作権者は他社の許諾が必要か
 - DVDの製造・販売・・・不要(26条2項)
 - ネット配信・・・原作、脚本、音楽の各著作権者の許諾が必要
 - CM利用・・・上記著作権者のほか、俳優の肖像権(パブリシティ権)の許諾が必要
 - リメイク・・・同上
 - 上映会・・・原作、脚本、音楽の各著作権者の許諾。ただし、TVドラマは放送局ではなく、監督が上映権を保有するので、監督の許諾も必要。



■ 【ご質問】


- 完成した作品で使わなかった未編集映像の著作権は、誰のものなののでしょうか
- ・動画共有サイトに個人がA社のCM(権利:放送のみ)をアップロードした場合、A社はインターネット用の映像使用料を払う義務があるのか？
- 配信のコンテンツと販売のコンテンツ(DVDなど)の著作権の違いについて

9. 看板の商標権

…不二家の看板の写った映像をCMに利用

- 商標権の範囲：
 - ・ 指定商品・役務に登録商標を使用すること（25）
 - ・ 類似商品・役務に類似商標を使用すること（37）

- 商標の「使用」（2Ⅲ）：
 - ・ 商品（包装を含む）への商標付加
 - ・ 商標付加した商品の譲渡、引き渡し、展示、輸出、輸入、ネット提供
 - ・ サービス提供物への商標付加
 - ・ 商標付加したサービス提供物の展示
 - ・ 役務提供サイトへの商標付加
 - ・ 商標付加した広告等の展示、頒布、ネット提供

- 
- 商標権の限界（26）：
 - ・ 自己の肖像・氏名)等を普通の方法で表示
 - ・ 商品・役務の普通名)称・産地・品質・用途・形状等を普通の方法で表示
 - ・ 商品・役務の慣用表示
 - ・ 商品・役務の機能的形状

- 【ご質問】

・・・「販売用途で利用する映像に、例えば旅館などの施設内が映っていたり、宿泊者の方が映っていた場合、それは肖像権などの侵害になりますか？映像内への映ってしまうたくさんの要素の権利についてお伺いしたいです。」



10. 法整備の課題

■ 肖像権

- 判例(ギャロップレーサー判決)により一元論に集約
- 死後の保護・・・今後、議論となろう

■ 著作権・・・クラウド対応が課題

- 権利創設・・・アクセス権
- 権利制限・・・フェア・ユース
- 理論整理・・・私的複製の幫助に対する法規制

私的複製の幫助に対する法規制

- 設例： Aが行う私的複製を、業者Bが複製機器を提供して、幫助する。
- 論点1： 複製の行為者はAかBか
 - 原則(米国)・・・A:複製の最後のstepを実行した者
 - 間接正犯法理・・・AがBの道具なら、B
 - ロクラクII・・・複製の最後のstep以外をBが行ったならB
 - カラオケ法理(MYUTA)・・・Bに管理・利益があるなら、B
- 論点2： Aの行為が適法な場合、Bの行為も適法か
 - 原則： Bも適法(違法従属性の原則)
 - カラオケ法理・ロクラクII・・・Bは違法(Bには私的複製の適用ない)
 - 一身専属的違法阻却事由・・・私的複製の理由によっては、Bは違法
- 論点3： Bの行為に対して差止請求が可能か
 - 日本： 否定
 - 欧米： 肯定

■ 【ご質問】

- メディアの状況が大きく変わる今、著作権や肖像権に関する法整備はどのように進んでいるのか？
- 「まねきTV事件」「ロウラクII事件」「MYUTA事件」等、クラウド(システム的には少々異なりますが)関連の訴訟におきまして、いずれも事業側の責任を認める判決が出ており、現状、日本においてクラウドサービスを展開することが難しい環境と思いますが、今後の動向(法改正等あり得るのか？その議論は起こっているのか)等、ご説明頂ければと存じます。
- ユーザーがストレージサービスなどにTV番組などをアップロードして、自分が楽しむ場合は、ユーザーによる私的複製の範囲と考えてよいですか？
- ブルーレイ・ディスク等のメディアと併せてデジタルコピーのアクセス権を同梱して販売するサービスを展開するという報道が先日ありましたが、ライセンサーの立場上気を付けなければいけないポイント等ご教示いただければと存じます。
- 動画コンテンツを海外向けに販売する場合、音楽著作権の処理はどのようにすべきでしょうか。配信の場合、基本的にはひとつのサーバから世界中に販売が可能となりますが、音楽著作権について各国ごとに処理が必要でしょうか、ないし、なんらか一括して処理が可能なのでしょうか(たとえばJASRAC等の音楽著作権団体など)？また、その場合、国内にあるサーバから配信する場合の処理と海外にあるサーバから配信する場合の処理で違いはあるでしょうか？



TPPの著作権法上の課題？

■ 米国著作権法との相違点

- 著作権の保護期間
- アクセス・コントロールの保護
- 法定損害賠償制度
- 著作権登録制度

■ 【ご質問】

- 日本のTPP参加による著作権に関する影響はどのようなものが考えられますか？具体的に変更が予想されることを教えていただきたい。
- 著作権が遺失されてしまったコンテンツについての整備はどのようになっていますか？また、TPPと各種権利法制の関連状況を整理して教えていただきたいです。



ご静聴ありがとうございます。